様式5

調　査　報　告　書

所属名　　政策企画課

1. 工 事 番 号　　26雲政企地第1号
2. 工　事　名　　雲仙市役所別館解体工事
3. 入　札　日　　平成26年7月9日
4. 予 定 価 格　　7,591,000円（税抜き）
5. 落 札 価 格　　7,474,000円（税抜き）　（落札率　98.46%　）
6. 調　査　者　　職氏名　総務部次長兼管財課長　山本　一也
　　職氏名　政策企画課長　大塚　英樹
7. 工事費内訳書徴収先　　中村工務店ほか

8.「工事費内訳書」調査結果

調査事項	結　　果
1. 同一の積算書を使用していないか	(1)落札者を含む他の業者について、同一性は見受けられない。
2. 受注意欲のある応札となっているか	(1)各社それぞれの積算額に対し88%から98%の範囲内で応札しており、受注意欲は見受けられる。 (2)積算額に対する応札額の割合の平均値は92%であり、最低制限価格付近を狙った応札と考えられる。
3. 単価、諸経費等に利益率を上乗せした積算となっていないか	(1)単価については、刊行物の単価等で積算したものと思われ、更にその単価へ利益率等を上乗せしているとは思われない。 (2)諸経費については、各社積算の平均額と市設計額との差がないため、特段の利益率等を上乗せした積算とは思われない。
4. 市積算との相違点	(1)直接工事費について、各社積算の平均額が市設計額の19%増となっている。 (2)差額の主なものは、建築主体工事の「発生材処理」である。 この中で、「取り壊し発生材積み込み」において、市は県単価を採用しているが、殆どの業者は、刊行物より採用していると思われ、市採用単価の約1．6倍となっている。
5. 市の積算の妥当性	(1)県においては「県単価」優先を基本としており、市においても県に準じて積算を行っている。(特に、国費の補助制度を受けて実施している事業でもあるため) (2)県単価と刊行物単価に開きがあるものがあり、応札した多くの業者が刊行物単価にて積算していることを鑑み、単価採用の妥当性について、他市へのアンケート調査を実施するなどし、実勢にあった積算となるよう今後検討を重ねていきたい。(例えば、見積を採用するなど)
6. 今後の課題	(1)参考資料の金抜き設計書における市の積算根拠の表示に係る検討として、産業廃棄物の処分地や刊行物等の単価を採用したした場合などの備考欄への積算根拠の明示に関しては、他市の状況を聴取の上、検討を重ねていきたい。